

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		□ 新規		☑ 変更			
(宛先) 京都府知事		令和4年11月1日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)					
京都府福知山市長田野町二丁目21番地		アリナミンファーマテック株式会社 代表取締役 井上 謙二 電話 0773 - 27 - 5421					
主たる業種	医薬品製造業	細分類番号	1	6	5	2	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	☑ 第12条第1項第1号 □ 第12条第1項第2号又は第3号 □ 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	環境マネジメント活動によって、省エネルギー活動を展開し、温室効果ガス削減を行う。						
計画を推進するための体制	社長を環境管理統括者とする環境管理委員会が諸施策の策定、審議を行うと共にEHS稼働の推進を通じて温室効果ガス削減活動を展開する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,343.6 トン	6,275.0 トン	6,212.0 トン	6,149.0 トン	-2.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,843.7 トン	6,275.0 トン	6,212.0 トン	6,149.0 トン	6.3 パーセント	
目標の根拠	2018年10月より空調24時間運転を開始したため、基準年度排出量を2019年実績とし、3カ年で2.1%削減に設定した						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (排出量/年間生産時間/10)	2.65	2.62	2.60	2.57	-2.01 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	各系列の生産Lot×時間(2019年度:23920h)						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考	
		95.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	冷凍機更新による温室効果ガスの削減を図る。					
	(3)年度	チラー散水装置及びLED照明器具の増強。 圧空・蒸気漏れ調査修理による温室効果ガスの削減を図る。					
	(4)年度	効率的な生産計画により、デマンドピークカットを行い温室効果ガスの削減を図る。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	当社は、工業団地内にあり最寄の駅から遠く公共交通機関や徒歩での通勤が難しいため特段の処置を講じていない。					
	上記の措置を採用する理由						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	積極的かつ継続的なEMS活動の推進。						
特記事項	令和4年11月1日 代表者名の変更(石田徹→井上謙二)						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める

セパ(トリ管山)ア(2)1) 一の管山の相換しむる資料を添付し、ア(2)2)を、